

協 定 書

(趣旨)

第 1 条 神戸市（以下「甲」という）と (以下「乙」という) は、
神戸市が管理する施設又はその占有物件に違法に張られ、又は設置されることにより、
道路交通の障害となり、街の美観を損ねている、はり紙、はり札及び類似物件を除却す
る活動（以下「除却活動」という）を実施するにあたり必要な事項について、次により
協定を結ぶものである。

(除却活動の対象物件)

第 2 条 第 1 条にいう、はり紙、はり札及び類似物件は、別表 1 のとおりとする。

(実施範囲)

第 3 条 除却活動の実施範囲は下記のとおりとする。

神戸市 付近

なお、詳細は別紙活動区域図のとおりとする。

(除却活動の指示、連絡調整)

第 4 条 甲は、乙の除却活動の実施にあたり必要な事項について指示する。なお、必要な
連絡調整等については、所管の建設事務所と、乙が行うものとする。

(除却活動時の注意事項)

第 5 条 乙は次により、除却活動を実施する。

(1) 活動中は甲の指示に従い、公平性、平等性に留意し、恣意的にならないようにしな
なければならない。

(2) 活動中は、証明書、腕章を携帯する。

(除却活動の報告)

第 6 条 乙は年度末に、当該年度の除却活動の実績を、甲に報告する。

(除却物件の処置)

第 7 条 除却した物件は、原則として乙が処分する。

(見舞金の給付)

第 8 条 乙は除却活動に際して事故が発生したときはすみやかに甲に報告し、甲は神戸市
市民活動傷害見舞金給付要綱に基づき見舞金を給付を行う。但し、以下の場合はこの限
りではない。

(1) 第 1 条に規定する神戸市が管理する施設又はその占有物件以外の場所において活動
をした場合

(2) 第 2 条に規定する対象物件以外のものを除却した場合

(3) 第 5 条(1)の規定に違反し、公平性、平等性に欠け、恣意的に除却した場合

(紛争の解決)

第9条 除却活動に際して、第三者との間に紛争が生じたときは、甲がその解決にあたるものとする。但し、第8条の各号に定める場合はこの限りではない。

(損害賠償への対応)

第10条 除却活動に際して第三者から損害賠償などの請求があったときは、甲がその解決にあたるものとする。但し、第8条の各号に定める場合はこの限りではない。

(除却活動に係る費用負担)

第11条 乙が除却活動に要した費用は、乙の負担とする。

(協定期間、協定の解除及び協定期間の更新)

第12条 この協定の有効期間は、契約締結の日から令和 年3月31日までとする。

但し、この期間であっても甲及び乙は申し出によりこの協定を解除することができる。

甲乙とも異議のない場合は、さらに1年間延長したものとし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して処理するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲：神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 印

住所 神戸市

団体名

乙：

代表者名 印

電話 (078) -